

青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成 20 年 5 月 26 日

青森市長 佐々木 誠造

記

1. 業務名

青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー業務

2. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、青森市が「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業」(以下「本事業」という。)を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下「PFI法」という。)の規定に準じて、DBO(公設民営)方式で実施するにあたり、実施方針の作成・公表から特定事業の選定及び事業者の募集・選定に至る一連の業務を、ごみ処理技術及びPFI等に幅広い知識と経験を持つ専門家の支援を得ながら円滑に実施するものである。

(2) 業務内容

- 1) 施設建設・運営に係る事業スキーム等基礎資料の作成
- 2) 実施方針の策定から特定事業の選定に至るまでの資料及び公表書類の作成支援並びに関連業務の支援
- 3) 事業者選定プロセスに必要な各種公表書類の作成支援及び関連業務の支援
- 4) 事業者選定に係る募集・選定・契約締結業務の支援

* 詳細は「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー業務委託仕様書」に記載のとおり。

(3) 履行期限 平成22年3月31日

(4) 委託金額 39,365,000円(消費税及び地方消費税を含む)を基に、別に本市が定める予定額以内とする。

3. 応募者の資格

応募申し込みをする者(以下「応募者」という。)は、自らの責任において協力会社を起用することができるが、応募者及び協力会社は以下に記載する要件をすべて満たす者である必要がある。

- 1) 応募者は平成20年5月26日までに、国内のPFI事業又はDBO事業のアドバイザー業務を一貫して受託した実績を有すること。
- 2) 応募者又は協力会社は、国土交通省の建設コンサルタントの事業登録(廃棄物部門)を行なっているものであること。
- 3) 応募者または協力会社は、廃棄物処理施設の施設整備基本計画等の策定業務及びPFI的手法導入可能性調査を一貫して受託し、かつ、完了した実績を有すること。
- 4) 本業務の管理技術者又は廃棄物処理技術担当の技術者は、技術士の資格(衛生工学部門又は総合技術監理部門のうち廃棄物管理に関するもの)を有するもので、かつ、廃棄物処理施設の施設整備基本計画等の実績を有するものであること。
- 5) 応募者及び協力会社は応募受付日において次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。
 - ア. 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けているもの。
 - イ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の四の規定に該当するもの。
 - ウ. 青森市指名競争入札参加資格業者指名停止要領(平成19年4月1日実施)の規定による停止措置を受けているもの。
 - エ. 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
 - オ. 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定により再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
 - カ. 商法(明治32年法律第48号)旧第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

なお、本業務の受託者又は受託者の関連会社は、本事業の事業者選定に参加する応募企業若しくは応募企業の一員、協力会社又は応募企業等のアドバイザーとなることはできない。

「受託者の関連会社」とは、受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、若しくはその出資の100分の50を超える出資をし、又は受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等を指す。

4. 募集日程

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1)平成20年5月26日 | 募集要項等の公表・配布開始 |
| (2)平成20年6月 3日 | 参加表明書提出期限 |
| (3)平成20年6月 4日 | 質問締め切り |
| (4)平成20年6月10日 | 質問回答 |
| (5)平成20年6月25日 | 提案書提出期限(応募締め切り) |
| (6)平成20年6月27日 | ヒアリング実施通知 |
| (7)平成20年7月 9日 | ヒアリング実施 |
| (8)平成20年7月11日 | 最優秀提案者の決定(予定) |
| (9)平成20年7月下旬 | 契約締結(予定) |

5. 応募手続等

(1) 事務局

青森市環境部清掃事業所清掃管理課清掃施設建設準備室

〒030-8505

青森県青森市柳川二丁目1番1号 青森市役所 柳川庁舎

電話:017-761-4427

ファックス:017-761-4416

電子メールアドレス seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp

青森市役所ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp>

受付対応時間 午前9時～午後5時(土曜、日曜日を除く)

(2) 募集要項等の配布

1) 配布資料

ア. 募集要項

イ. 青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー業務仕様書

ウ. 提出書類作成要領

エ. 青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー事業者選定基準

募集要項以外の配布書類は、辞退の際又はヒアリング終了時に返却のこと。

2) 配布期間 平成20年5月26日(月)午後1時～平成20年6月3日(火)

3) 配布場所 上記(1)の事務局

(3) 参加表明書の提出

1) 提出期限 平成20年6月3日(午後3時必着)まで

2) 提出場所 上記(1)の事務局

3) 提出方法 持参又は郵送(表書きに「プロポーザル提出書類在中」と朱書きし、郵便書留に限る。)

(4) 質問の受付

- 1) 受付期限 平成20年6月4日午後1時まで
- 2) 提出方法 別紙質問書様式により、上記(1)の電子メールアドレスに電子メールで提出

(5) 提案書の提出

- 1) 提出期限 平成20年6月25日(午後3時必着)まで
- 2) 提出場所 上記(1)の事務局
- 3) 提出方法 持参又は郵送(表書きに「プロポーザル提出書類在中」と朱書きし、郵便書留に限る。)

提案書は一括して提出することとし、分割提出は認めない。また、書類に過不足のある場合には無効となる場合がある。

6. 選定方法

青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提出書類とヒアリング内容を総合的に審査し、最優秀提案者及び次点者を選定し、市長がその結果を基に優先交渉権者及び次点者を決定する。

(1) 選定基準

別紙「青森市清掃施設(新ごみ処理施設)建設事業に係るアドバイザー事業者選定基準」のとおりとする。また、参考見積内訳書記載金額が本市の定める予定額を超えるものは失格とする。

(2) 応募が無効となる場合

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、応募を無効とすることがある。

- 1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2) 受付以降、契約履行が困難な状況に応募者が至ったと認められる場合
- 3) 公平な審査の妨げとなる行為等が認められた場合

(3) 契約手続

優先交渉権者は、本市と随意契約の手続を行うものとする。優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合には、次点者と同様の手続をとる。

7. 契約保証金等

契約に当たっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は、市を被保険者とする履行保証保険への加入が必要となる。青森市財務規則第134条第1項第4号の該当者は、これを免除するものとする。

8. 契約の時期

契約は、プロポーザルによる選定結果通知発送の日から起算して14日以内に締結するものとする。